	文書分類	回	覧	処	•	分	
	M·5·1·8	会 長	副会長	事務局長	係	長係	員
月日	保存種別						
	永久						

川崎町農業委員会

5月総会議事録

期 日 令和元年5月10日(金)

場 所 川崎町役場2階入札室

令和元年5月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後 1 時 30分

2、出席委員(12人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
4番	中村明	5番	西山 一郎	6番	政時 修
7番	松江 英幸	8番	大内田峰夫	10番	原 健治
11番	原口 友博	12番	横田 裕子	13番	山下 理恵

3、欠席委員(1人)

9番 谷 照明

農地利用最適化推進委員

木下 重光	奥 俊英
川根 節生	

4、本会事務局 局長:中野 新壱郎 係長:林勇

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第5番 ●●委員 第6番 ●●委員

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて(4件)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (利用権設定)の公示について

その他福岡県農業会議田川支部農作業労働賃金協定表

事務局

みなさんこんにちは、定刻になりましたので、令和元年最初の総会であります5月の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は、13名中、12名の出席であり、定足数に達していますので、総会が成立しております。ただいまから総会を開催します。 それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の 規定により会長に議事進行をお願いしたいと思います。

それでは、議長お願いします。

議長

(挨拶)

5月1日に就任されました原口町長並びに町議会議長の櫻井議 長が見えておりますので挨拶をお願いしたいと思います。 まずは町長お願いします。

原口 町長 (挨拶)

議 長 ありがとうございました。それでは櫻井議長よろしくお願いします。

櫻井 議長 (挨拶)

議長

ありがとうございました。それでは、お二人は公務のため退席い たします。

それでは議事に入ります日程第 1 の議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、5番、●●委員、6番、●●委員にお願いい たします。

それでは、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請 について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明します。

当農地は●●氏が息子であります●●氏に賃貸し、●●氏がその 農地に太陽光発電施設を設置する予定であります。当農地は農振 地域農用地区域に設定されていましたが、平成30年10月の総 会で用途変更についての審議をし、用途変更についてはやむをえ ないだろうということで承認され、平成31年4月18日に除外 されました。詳細については朗読したいと思います。

番号1、譲受人住所、●●市●●15番、氏名、●●、譲渡人住 所、●●番地の、氏名、●●、土地の所在、●●番、地目、●●、 地積●●㎡、●●番、地目、●●、地積、●●㎡、合計、●●㎡、 申請理由は賃貸です。申請目的は太陽光発電設備ということです。 2ページに地図を添付しています。場所は荒平から山田の方に行く県道沿いの魚楽園の入り口の向かいの荒平公民館の裏手にあります。赤い線で囲っているところが申請地となっています。3ページに航空写真をつけています。4ページに太陽光発電設備の配置図をつけています。確認されてください。当農地は小集団の生産性の低い農地で2種農地であり許可はできるものと思われます。当農地は●●委員と●●推進委員に現地確認をしていただきました。承認がでれば県の方に進達をしたいと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。 現地確認をした、農地最適化推進委員の●●委員補足説明をよろ しくお願いいたします。

●● 委員 みなさんこんにちわ。先ほど事務局から詳細に説明があった通りでございまして、場所は田川桑野線の黒木の方に向かう道付近の●●さんの自宅のすぐ真下にあります。当農地は先ほど説明があったように除外が済んでおりまして、5月10日に、●●委員と現地確認をしました。太陽光パネルを設置するに当たり、周辺の支障はないと確認が取れておりますので、皆さんの承認をいただきたいと思います。ご検討よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの事務局と●●推進委員の説明 について質疑のある方挙手をお願いいたします。 (なし)

それではお諮りします。議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。賛成多数により、議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可申請については原案通り承認としまして県に進達いたします。

議 長 それでは、続きまして、議案第2号非農地証明について事務局の 説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第2号非農地証明について説明いたします。最初に 7ページをお開きください。7ページに航空写真がありますが赤 い線で囲っているところが申請地になります。間に家があります が、申請者の自宅になります。現地はこの宅地と一体化している 状態であります。議案書を朗読したいと思います。議案第2号非 農地証明について、番号1、申請者住所、●●番地、申請者氏名、

●●、土地の所在、●●番、地目、●●、現況、宅地、地積、●●㎡、●●番、登記地目、●●、現況、●●、地積、●●㎡、合計地積、●●㎡、申請理由は20年以上前より宅地として利用しており、農地への復旧が困難であるということです。現地確認は●●農業委員と●●推進委員とおこないました。6ページに位置図をつけています。位置については、安宅の町の観光リンゴ園のさらに1km先に申請地があります。7ページに航空写真をつけています。8、9ページ、に現況写真をつけていますが、8ページの写真は倉庫が建っています。9ページの写真にはカーポートが建っていまして、宅地と一体化している状態です。●●農業委員と●●推進委員と現地確認を行いましたが、本日、村の不幸ごとがありまして本日欠席しておりますので事務局だけの説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について質疑がある方は挙手をお願いします。

(なし)

ないようですので議案第2号の番号1について原案通り賛成の 方は挙手をお願いします。

賛成多数ですので、議案第2号の番号1については原案通り承認 といたします。

それでは議案第2号の番号2について事務局説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号非農地証明番号2について説明いたします。当農地は3月の総会にて、議案第2号非農地証明で承認された土地に隣接しています。朗読いたします。番号2、申請者住所、●●番地、申請者氏名、●●、土地の所在、●●番、登記地目、●●、現況、●●、地積、●●㎡、申請理由、30年以上も前より山林化しており農地への復旧が困難である。現地確認は●●農業委員と、●●推進委員で行いました。11ページに位置図をつけています。安宅の小峠のふれあいバス停付近です。12ページ航空写真を見ていただくと場所がわかると思います。赤い線で囲っております。13ページに現地写真をつけております。見てのとおり山林化しています。以上です。

議長説明が終わりましたので、お諮りします。

議案第2号番号2の非農地証明について議案通り賛成の方は挙 手をお願いします。

賛成多数のため、議案第2号番号2について原案通り承認いたします。

続きまして、議案第2号番号3と番号4について、一括して事務 局説明をお願いします。

事務局

議案第2号非農地証明の番号3と番号4は隣接しているのでー括して説明いたします。まず16ページの航空写真を見ていただくと赤く囲っております。朗読いたします。

番号3、申請者住所、●●番地、申請者氏名、●●、土地の所在、 ●●番、登記地目、●●、現況、●●、地積、●●㎡、つづいて 番号4、申請者住所、●●、申請者氏名、●●、土地の所在、● ●番、登記地目、●●、現況、●●、地積、●●㎡、申請理由、 30年以上も前より山林化しており農地への復旧が困難である。 現地確認は●●農業委員と、●●推進委員で行いました。

15ページに位置図をつけておりますが、●●さんと●●さんの 自宅の裏にあたります。17ページに現況写真をつけています。 17ページは●●さんの申請地です。18ページが●●さんの申 請地です。いずれも木が生えて山林化しています。以上です。

事務 局長

補足説明をします。16ページの航空写真の●●番地と●●番地はちょうど境界線が谷間になっておりまして、昨年の豪雨災害で大きく崩れておりまして、いま飯塚農林事務所が当該地に治山ダムを設置する予定であり、設置するに当たり、地目変更をする必要があるということもありまして、非農地の審議をお願いしております。以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(なし)

それではお諮りします。

議案第2号非農地証明、番号3と番号4について原案通り賛成の 方は挙手をお願いします。

賛成多数ですので議案第2号非農地証明、番号3と番号4について原案とおり承認といたします。

議長

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)の公示について事務局説明をお願いします。

事務局

議案第3号について説明いたします。まず訂正があります。21ページの番号23の●●さんのところの上から4番目が文字化けしていると思います。それを●●番に修正してください。それでは農用地利用集積計画(利用権設定)の公示について資料を朗読します。(番号1~番号29まで読み上げ)

23ページに集計したものがありますので、報告します。

新規15件、うち田、46990.9 ㎡、うち畑、673 ㎡、計 47663.9 ㎡、継続14件、うち田、35014 ㎡、うち畑、17423.71 ㎡、計 52437.71 ㎡、借り手 18 人、貸し手 28 人、田 70 筆、計 82004.9 ㎡

畑 20 筆、18096.71 ㎡、合計、90 筆、100101.61 ㎡です。

承認いただければ、5月20日より一か月間公告したいと思います。 なお、この中に25番、28番、29番に●●さんが記載されていますが、昨年11月の総会の利用権設定で、●●さんと利用権設定しておりますが、いまだ手つかずの状態でありますので、事情を聴いたところ、今年の6月から7月中旬までに大豆を撒きたいので、それまで草刈り等の管理をしていくと報告いただいておりまして、誓約書も出ております。以上です。

議長

ただいま事務局の説明がありましたが質疑のある方は挙手をお 願いします。

(なし)

お諮りします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用 地利用集積計画(利用権設定)の公示について、賛成の方は挙手 をお願いします。

賛成多数ですので議案第3号は原案通り承認とし、5月20日より公示いたします。

議長

続きまして、その他の福岡県農業会議田川支部農作業労働賃金協 定書について事務局説明をお願いします。

事務 局長

福岡県農業会議田川支部農作業労働賃金協定書について説明します。議案書の最後に福岡県農業会議田川支部農作業労働賃金協定表をつけております。この表について、何年も前から数字が変わっていないのですが、先日の田川市郡の農業委員会事務局長会議の中で見直しをするべきだという話になりました。

5月の農業委員会で農業委員さんと推進委員に平成30年度の協定額を参考していただき、みなさんそれぞれに適正金額を記載していただき、6月の総会のときに提出してもらい、その数字を農業会議田川支部に提出し、再度検討しようという話になりました。

この数字はあくまでも 10 a 当りの金額であります。1 1 番と1 2 番等については、作業の手間賃でありますので、記載していただき提出をお願いします。あくまでも基準でありますので、地域ごとに前後する金額でありますけど、見直しをする必要がありますのでご協力をお願いします。以上です。

議・長・ただいまの説明に質疑のある方は挙手をお願いします。

●● 委員 1 O番の乾燥(60 k g 当り)は籾摺りがはいってないですが

事 務 局 籾摺りを含んでいます。

議 長 では皆さんで記載していただき、次回提出をお願いいたします。 他何かございますか。

事 務 局 3点ほどお願いがあります。1点目が平成30年度の活動記録簿 を提出してください。あと8名ほど提出されていません。 平成31年度の活動記録簿の4月のコピーをとるので事務局に

平成31年度の活動記録簿の4月のコヒーをとるので事務局に 提出お願いします。そのとき右上に名前を記載してください。

2点目は農業新聞と農業者年金の推進をよろしくお願いいたします。広報川崎にも掲載しておりますのでよろしくお願いいたします。

3点目は違反転用についてですが、農地パトロールでするだけではなく、通った時でも、該当地がありましたら農業委員会事務局に報告してください。

以上3点よろしくお願いします。

議 長 その他何かございますか。

●● 委員 (産廃の関係)

議・長その他何かございますか。

●● 委員 福岡県農業会議田川支部農作業労働沈金協定表は無記名でもい

いですか。

事務 局長

無記名でも結構です。

この協定表については水稲の話でありますので水稲を耕作していない方については白紙でも結構でございます。

議長

その他何かございますか。

(なし)

ないようですので、打ち切ります。本日の議題はすべて終了しました。次回の総会は、6月10日月曜日19時00分より開催予定です。それでは令和元年5月の総会を閉会いたします。6月は夜の会議となりますので間違いないようお願いします。お疲れ様でした。

閉会 午後2時10分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人			
	5番委員		
	6番委員		